

株式会社薬ゼミ情報教育センター 定款

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社薬ゼミ情報教育センターと称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 書籍の出版編集、企画、制作及び販売。
2. 薬局の経営。
3. 医薬品、医薬部外品の販売。
4. 健康器具の販売。
5. 一般廃棄物、有機廃棄物、医療廃棄物並びに産業廃棄物の収集、運搬、処理及び再生事業。
6. 清掃業。
7. 給食業務の受託及び管理業。
8. 食料品、清涼飲料水、乳製品、酒類、煙草、衣料品、日用品雑貨等の販売。
9. 飲食店の経営。
10. 不動産の売買、賃貸借、交換、仲介並びに管理業。
11. 講演会の企画、運営。
12. 人材の職業能力の開発のための講演会、研修会の企画、運営。
13. 労働者派遣事業。
14. 有料職業紹介事業。
15. 人材の募集に関する情報提供サービス及びその受託。
16. 一般土木建築工事業。
17. 教育、医療・福祉に関するサービスの企画、開発、販売、運営及びコンサルティング業務
18. 医療及び福祉施設に対する経営コンサルティング業務
19. 保健医療に対する国内及び海外コンサルティング業務
20. 前各号に附帯関連する一切の業務。

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(会社が発行する株式総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、800株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株券の種類)

第7条 当会社の発行する株券は、記名式とし、1株券、10株券、50株券及び100株券とする。

(株券の不所持申出)

第8条 株券不所持の申出をするときは、申出書に株券を添えて申出るものとする。ただし、株券が発行されていないときは株券の提出を要しない。

(株式の名義書換)

第9条 当会社の株式につき名義書換を請求するときは、請求書に株券を添えて提出するものとする。

相続、遺言、会社の合併、競売その他譲渡以外の事由により株式を取得したときは、その取得を証する書面を提出するものとする。

(質権の登録)

第10条 当会社の株式につき質権の登録・変更又は抹消を請求するときは、請求書に質権設定者及び質権者が連署し、株券を添えて提出するものとする。

(信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき信託財産の表示又はその抹消を請求するときは、委託者又は受託者が請求書に株券を添えて提出するものとする。

(株券の再交付)

第12条 株券の再交付を請求するときは、請求書に次の書類を添えて提出しなければならない。

1. 株券の喪失による場合は、株券喪失登録申請書
2. 株券の分割、併合又は毀損等による場合は、その株券。ただし株券の真偽を判別しがたいときは前号によるものとする。

前各号の規定は、端株券について準用する。

(手数料)

第13条 前5条に定める請求をするときには、当会社所定の手数料を支払うもの

とする。

(株主の住所等の届出)

第14条 株主及び端株主、登録質権者又はそれらの法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を届出するものとする。ただし、外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。

前項の者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所を定めて届出するものとする。

前各項の届出事項に変更があったときは、その旨届出するものとする。

(基準日)

第15条 当社は毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集及び招集者)

第16条 定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヵ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

議長は、総会の秩序を維持し議事を整理する。

(決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は当会社の議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。

(議事録)

第20条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印し、当会社に保存する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 当社の取締役は7名以内とする。

(選任決議)

第22条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

前項の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決し累積投票によらないものとする。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第24条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。

(役付取締役)

第25条 取締役会の決議をもって、取締役社長1名を置き、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(招集及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の5日前にこれを発する。ただし、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを招集することができる。

(決議)

第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使することができない。

(議事録)

第29条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印して当社に保存する。

(報酬)

第30条 取締役の報酬は、株主総会においてこれを定める。

第5章 監査役

(員数)

第31条 当社の監査役は2名以内とする。

(選任決議)

第32条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬)

第34条 監査役の報酬は、株主総会においてこれを定める。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

決算は、毎事業年度末日に行う。

(利益配当)

第36条 利益配当は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払うものとする。

前項の利益配当金が支払い提供の翌日から満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れるものとし、未払配当金には利息はつけないものとする。

本書は原本と相違ないことを証明する。

令和2年9月30日

代表取締役 穂坂 邦大